馬郡町津波避難タワー
ネーミングライツパートナー募集要項



浜松市　危機管理監　危機管理課
令和８年 10 月

募集要項　目次

【募集要項】

１　対象施設の概要　…　１

２　通称の条件　…　２

３　通称看板等の設置及び変更　…　２

４　費用負担と業務の範囲　…　３

５　契約料等　…　３

６　契約期間　…　４

７　応募資格　…　４

８　提出書類　…　５

９　提出期限等　…　５

10　応募から決定までの流れ　…　６

11　選定基準　…　７

12　選考結果のお知らせ　…　８

13　応募書類・提案内容の取扱い　…　８

14　失格要件　…　８

15　その他　…　８

【様　　式】

浜松市ネーミングライツ応募申請書　…（様式１）

浜松市ネーミングライツ応募団体調書　…（様式２）

誓約書及び同意書　…（様式３）

募集要項等に関する質問書　…（様式４）

馬郡町津波避難タワーネーミングライツパートナー募集要項

市有施設のさらなる魅力向上を図るとともに、市有施設の有効活用による自主財源の確保及び地域防災力の向上を目的として、この度、馬郡町津波避難タワーのネーミングライツ（施設命名権）のネーミングライツパートナーを公募型プロポーザル方式により募集します。

1　対象施設の概要

（1）名称

馬郡町津波避難タワー

（2）所在地

浜松市中央区馬郡町 5331

（3）施設概要等

項　目	内　容
竣工	平成 26 年 7 月
構造	鉄骨造
敷地面積	約 977 ㎡
避難面積	約 150 ㎡
収容人員	約 150 人（1 人/㎡）
高さ	施設高 7.0m、海抜約 8.9m
昇降方法	階段 2 か所（幅員 1.4m）
照明	太陽光発電 LED 照明（人感センサー付）8 基

（4）施設の設置目的

本施設は、南海トラフ巨大地震等に伴う津波発生時において、周辺住民及び来訪者が迅速かつ安全に避難できる場所を確保し、人命の保護を図ることを目的として設置した津波避難施設です。

（5）利用時間

24 時間 365 日利用可能です。災害時には緊急避難施設として使用します。

（6）主な利用対象者

周辺住民、来訪者その他津波からの避難を必要とする者

（7）法令等の規定

地方自治法、浜松市屋外広告物条例、浜松市景観条例、浜松市広告掲載要綱、浜松市広告掲載基準、浜松市ネーミングライツ導入に関するガイドラインその他関係法令等

（8）指定管理者

指定管理者制度は導入していません。

（9）図面等

施設配置、看板設置候補箇所及び既存標識等の状況については、応募予定者からの事前相談に応じ、必要な範囲で資料を提供します。

（10）広告上の特徴

本施設は東海道新幹線沿線に近接し、施設北側屋上の手すりへの通称看板設置により、継続的な視認機会が期待されます。ただし、看板の設置場所、寸法、構造及びデザイン等は、関係法令及び構造安全性等を踏まえ、本市との協議により決定します。

2　通称の条件

（1）ネーミングライツパートナーは、対象施設に新たな名称（通称）を付けることができます。なお、条例上又は施設台帳上の正式名称は変更しません。

（2）通称には、施設の用途が明確になるよう「津波タワー」の文言を含めることを条件とします。

（3）使用できる通称は、品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、次のいずれかに該当するものは除きます。

①浜松市広告掲載基準第5条に該当するもの

②施設の設置目的を誤認させるおそれのあるもの

③津波避難施設であることが判別しにくくなるもの

④一般的に浜松市外の地域を連想させるもの

⑤市民又は避難者に混乱を与えるおそれのあるもの

（4）利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名変更その他やむを得ない事情がある場合を除き、通称の変更はできません。やむを得ない事情により通称を変更する場合は、本市と協議して決定します。

3　通称看板等の設置及び変更

（1）ネーミングライツパートナーは、原則として、施設北側屋上の手すりに通称を表示する看板を設置することができます。

（2）看板の設置場所、数量、寸法、構造、固定方法、デザイン、表示内容、照明の有無その他必要な事項は、本施設の避難機能及び構造安全性を損なわず、関係法令等に適合する範囲で、本市との協議により決定します。

（3）看板として掲出できるものは、通称を主体とする表示とします。通称の一部として企業名、商品名又は企業ロゴ等を含めることは可能ですが、企業ロゴのみ、商品広告のみ又は通称と無関係な広告表示は認めません。

（4）津波避難施設標識、避難誘導表示、海抜表示、非常時の利用方法その他防災機能を有する表示は変更及び遮蔽できません。

（5）反射性又は発光性の高い表示、点滅表示、動画表示その他鉄道の運行又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある表示は、原則として認めません。

（6）屋外看板の新設及び変更は、浜松市屋外広告物条例及び浜松市景観条例その他関係法令等に基づき、本市及び関係機関と事前に協議してください。

（7）看板の設置工事は、本市に屋外広告業の登録又は特例屋外広告業の届出を行った事業者により実施してください。

（８）構造計算、風荷重、既存鉄骨への固定方法、落下及び飛散防止等について、本市が必要と認める場合は、構造技術者等による安全性確認資料を提出してください。
（９）関係法令、構造安全性又は関係機関との協議結果により、応募時の提案どおりに設置できない場合があります。

４　費用負担と業務の範囲
（１）提案及び契約締結に要する費用は、応募団体の負担とします。
（２）通称看板の設計、構造検討、製作、設置、法令上必要な手続、維持管理、修繕、電気使用※及び撤去に要する費用は、原則としてネーミングライツパートナーの負担とします。
（３）通称看板の設置、変更及び撤去作業は、本市と事前に協議の上、ネーミングライツパートナーが実施することとします。
（４）契約期間終了時は、同一の通称で再契約する場合又は本市が不要と認めた場合を除き、契約期間内にネーミングライツパートナーの負担で通称看板等を撤去し、原状回復してください。
（５）市公式ホームページ、報道発表資料その他本市が作成する広報媒体の表示変更は、本市が行います。ただし、全ての既存印刷物等を直ちに変更できるとは限りません。
（６）記載した項目以外の費用が発生した場合は、その都度、本市及び関係機関等と協議して決定します。

（費用負担）

区　分	市	ネーミングライツパートナー
応募及び提案に要する費用	－	○
契約締結に係る費用	－	○
看板の設計・構造検討・製作・設置	－	○
許可申請その他必要な手続	－	○
看板の維持管理・修繕・電気代※	－	○
契約終了時の撤去・原状回復	－	○
市公式ホームページ等の表示変更	○	－

※施設には商用電源（電力会社からの供給）は接続されておらず、電力はソーラーパネルによる発電のみとなります。電気を使用する看板等の設置を希望される場合は別途ご相談ください。電力の利用可否や設置条件については、本市と協議して決定します。

５　契約料等
（１）ネーミングライツの契約料の最低提案金額は、年額 50 万円以上（消費税及び地方消費税別）とします。なお、契約料は最低提案金額であり、応募者はこれを上回る金額を提案できます。

（２）契約料は、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに、本市が指定する期日までにお支払いいただきます。
（３）契約料は、本施設をはじめとする津波避難施設の維持管理、防災機能の維持・向上及び地域防災力の強化等に活用します。

６　契約期間
（１）契約期間は、令和９年４月１日から３年間以上かつ５年間以下で、年単位とします。
（２）契約期間には、通称看板の設置工事及び契約終了後の原状回復工事の期間を含みます。
（３）契約期間満了後のネーミングライツについては、契約期間満了時の状況及び契約履行実績等を踏まえ、今回選定するネーミングライツパートナーと優先的に協議する場合があります。

７　応募資格
参加資格者は、法人格を有し、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に実施できる団体として、「（１）参加資格要件」を全て満たし、「（２）規制団体」のいずれにも該当しないことを条件とします。ただし、条件を満たす団体で構成する共同事業体で応募する場合は、法人格を有していなくても構いません。
（１）参加資格要件
①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定により制限を受けていないこと。
②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により現に資格停止処分を受けていないこと。
③浜松市契約規則第 3 条の規定による資格を満たしていること。
④法人市民税等の租税公課を滞納していないこと。
⑤本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）となっている団体でないこと。
⑥本市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている団体（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
⑦地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方自治体から指定を取り消された団体又は応募開始の日から採用決定までの間に業務停止を受けていない団体であること。
⑧暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと。
（２）規制団体
①浜松市広告掲載基準第 4 条に該当する団体
②政治団体又は宗教団体
③施設の公共性又は防災機能に照らし、ネーミングライツパートナーとして適当でないと本市が判断する団体

８　提出書類

「９　提出期限等」で示す期限までに、下記書類を 10 部（正本１部・副本９部）を提出してください。

（１）浜松市ネーミングライツ応募申請書（様式１）

※施設の価値向上、地域貢献又は防災啓発につながる取組については別紙（任意様式）での提出も可能です

（２）浜松市ネーミングライツ応募団体調書（様式２）

※団体の概要、設立趣旨、事業内容及び事業実績等が分かる資料（任意様式）を添付

（３）誓約書及び同意書（様式３）

（４）登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）

（５）納税証明書

①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」

②直近２年間の法人事業税の納税証明書

（６）過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）等経営状況の分かるもの

（７）共同事業体の場合は、構成員及び責任の範囲等を定めた協定書等（任意様式）

（８）役員名簿（任意様式）

（９）新設又は変更を希望する通称看板のデザイン、寸法、構造及び設置位置等の概要（任意様式）

９　提出期限等

「８　提出書類」で示した書類を、次のいずれかの方法により令和８年 12 月 25 日（金）までに提出してください。

（１） 提出方法

ア　（２）に記載する提出先へ持参

イ　（２）に記載する提出先へ郵送

（２） 提出先

〒430-8652　浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市役所 危機管理課 資機材整備グループ

担当者：笹ケ瀬、杉山

（３） 受領時間等

ア　持参の場合

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ　郵送の場合

令和８年 12 月 25 日（金）午後５時 15 分必着

10　応募から決定までの流れ

時期	内容
令和 8 年 10 月 28 日（水）	募集開始
令和 8 年 10 月 28 日（水）～12 月 4 日（金）	質問事項の受付
令和 8 年 12 月 11 日（金）	質問事項に対する回答
令和 8 年 12 月 11 日（金）	看板設置に関する事前相談の締切
令和 8 年 12 月 25 日（金）	応募期限
令和 9 年 1 月	応募資格確認、広告審査委員会及び選定会議（必要に応じてヒアリング実施）での審査
令和 9 年 2 月	優先交渉権者の決定及び応募団体への結果通知
令和 9 年 2 月～	契約に向けた協議、看板設置条件等の調整
令和 9 年 3 月	契約締結
令和 9 年 4 月 1 日～	通称使用開始、看板設置

（１）質問事項の受付及び回答

募集要項等に関する質問書（様式４）を作成し、持参、郵送又は電子メールで浜松市危機管理課へ提出してください。電子メールの件名は「馬郡津波避難タワーネーミングライツ募集に関する質問」としてください。回答は、質問者の情報及び公にすることで質問者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、本市公式ホームページで公表します。

（２）看板設置に関する事前相談

看板の設置候補箇所、寸法、構造、デザイン等について、応募前に相談できます。相談時には、図面、デザイン案、設置場所が分かる資料等を持参してください。なお、事前相談は、応募後の設置承認を保証するものではありません。

（３）審査

所管課及び広告審査委員会において、応募資格、通称の条件及び広告掲載基準への適合性を確認した後、ネーミングライツパートナー選定会議において提案内容等を審査します。必要に応じて追加資料の提出又はヒアリングを求めます。

（４）優先交渉権者の決定

選定会議において最も高い評価を得た応募者を優先交渉権者として決定します。応募状況及び審査結果により、該当者なしとする場合があります。

（５）契約に向けた協議

優先交渉権者と通称、契約料、看板設置条件、地域貢献等の提案内容及び契約条項について協議します。提案内容の全てが認められるとは限りません。協議が整わない場合は、次順位者と協議することがあります。

（６）市民等への周知

契約締結後、本市公式ホームページ、報道発表その他の方法により、ネーミングライツパートナー、通称、契約料、契約期間及び提案概要等を公表し、契約期間開始までに周知します。

11　選定基準

【表１】選定会議において、次の選定基準に基づき評価します。

評価事項	評価項目	配点
Ⅰ提案された通称の妥当性（25 点）	① 市民等に親しみやすく、呼びやすい通称であるか。	10 点
	② 津波避難施設としての公共性・防災性を損なわず、施設のイメージと合致しているか。	15 点
Ⅱ応募団体の妥当性、経営状況等（25 点）	① 団体の経営状況が安定し、契約を履行する能力があるか。	15 点
	② コンプライアンスを遵守し、社会的信用のある団体か。	10 点
Ⅲ地域・防災への貢献実績（15 点）	① 地域活動、防災活動、社会貢献活動等の実績があるか。	15 点
Ⅳ提案された契約料等の妥当性（15 点）	① 提案された契約料等は、最低提案金額以上であり、市の財源創出及び施設管理の向上に資する提案か。	10 点
	② 提案された契約期間は妥当な期間か。	5 点
Ⅴ看板計画の妥当性（10 点）	① 通称等を表示する看板については、施設の防災機能、構造安全性、景観及び周辺環境に配慮した実現可能な計画か。	10 点
Ⅵその他提案（10 点）	① 施設価値の向上、地域防災力の向上又は防災啓発等につながる提案があるか。	10 点
計		100 点

【表２】評価項目ごとに評価を行い、配点に以下の乗率を乗じて点数を算出します。

評価項目	評価	A	B	C	D	E
	乗率	100%	80%	60%	40%	20%
下記項目以外	評価基準	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
Ⅱ②		適正	－	－	－	不適正
Ⅳ①		特に優れている	優れている	少し優れている	僅かに優れている	最低提案金額程度
Ⅳ②		特に優れている	優れている	３年程度	－	－

【審査について】

（１） 表１の合計点（100 点満点）での審査を行います。

（２） 全委員の平均点を算出し、最高得点の団体等が優先交渉権者となります。

（３） 合計が 30 点に満たない場合又は各評価項目（Ⅳ及びⅥを除く）について、過半数の委員が同じ項目でＥ評価とした場合は、失格とします。

12　選考結果のお知らせ

応募団体の全てに、令和９年２月頃、文書で結果を通知します。

13　応募書類・提案内容の取扱い

（１）採用された提案については、ネーミングライツパートナー名、通称、契約料、契約期間、応募趣旨、地域貢献及び防災貢献等の内容を公表します。

（２）応募者の営業上の秘密、ノウハウその他知的財産に関する情報は、関係法令に基づき適切に取り扱います。

（３）提出された書類は返却しません。

（４）浜松市情報公開条例等に基づく情報公開請求があった場合は、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則として公開又は公表します。なお、公開又は公表する場合の提案書類の使用に関する費用は無償とします。

14　失格要件

次のいずれかに該当した場合は、該当した応募者を失格とする場合があります。

（１）提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合

（２）審査までの間に応募資格を喪失した場合

（３）最低提案金額、契約期間又は通称の条件等を満たさないことが明らかな場合

（４）審査の公平性を害する行為があった場合

（５）審査の結果、所定の最低基準に達しなかった場合

15　その他

（１）提案に要する一切の費用は応募団体の負担とします。

（２）看板の設置及び変更には、浜松市屋外広告物条例、浜松市景観条例その他関係法令が適用されます。

（３）看板の設置可否及び設置条件は、市、関係課及び必要に応じて関係機関との協議により決定します。

（４）提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施し、一部修正等の協議を行う場合があります。また、追加資料の提出を求めることがあります。

（５）軽微な修正を除き、提出後の応募書類の内容は変更できません。

（６）提案を途中で取り下げる場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

（７）応募書類の提出をもって、契約書案の内容を承諾したものとみなします。
（８）契約期間中にネーミングライツパートナーとして不適当な事由が生じた場合は、市は契約を解除できるものとします。
（９）災害時は、本施設の避難機能及び避難者の安全確保を最優先とします。

★この募集要項に関する照会及び質問等

この募集要項に関する照会及び質問等については、電話、Ｅメール、文書等で下記お問合せ先までお問合せください。照会、質問及びこれらに対する回答については、質問者の名を伏せて他の応募者に対してもお知らせすることがあります。

【お問合せ先】

浜松市 危機管理課 資機材整備グループ
〒430-8652　浜松市中央区元城町 103 番地の 2
電話：053-457-2537
E-mail：bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp